

令和6年3月21日

総務大臣
松本剛明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和6年3月21日付け諮問第3180号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可については、諮問のとおり認可することが適当であると認められる。

以上